

■特例水準の解消による児童扶養手当の支給月額
(物価スライドが±0.0%の場合)

特例水準の解消時期		24年4月～	25年10月～	26年4月～	27年4月～
特例水準(1.7%)の解消率		－	▲0.7%	▲0.7%	▲0.3%
児童扶養 手当の額	全部支給	41,430円	41,140円	40,850円	40,730円
	一部支給	41,420円 ～9,780円	41,130円 ～9,710円	40,840円 ～9,640円	40,720円 ～9,610円
変更後の最初の振込み月		24年8月	25年12月	26年8月	27年8月

※児童2人以上の加算額は変更ありません。

◎支給額の変更(10月から)

現在の児童扶養手当額は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。しかし、平成12年度から14年度にかけて物価が下落したにもかかわらず、特例措置によりマイナスの物価スライドを行わず金額を据え置いたことなどにより、現在の手当額は、本来の手当額よりも1.7%高い特例水準で支払われています。

今回、特例水準を段階的に解消する法律が施行されたため、平成25年10月からの手当額が上の表のとおり変更されることになりました。

遺児手当

両親または父母の一方が死亡して遺児となった義務教育終了前(中学校卒業前)の児童を養育している方に、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

◎手当支給要件

日本国民で、市内に住所を有する、次のいずれかに該当する方
・父母の一方が死亡した児童を監護する当該児童の父または母で、現に

配偶者を有しない方

・父母の一方が死亡した児童を父もしくは母が監護しない場合は、当該児童を養育(父母以外の方がその児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう)する方または当該児童を養育する方がいない場合は、当該児童のうち年長の方
・父母が死亡した児童を養育する方または当該児童を養育する方がいない場合は、当該児童のうち年長の方

◎手当の額

児童1人につき月額3千円
ただし、支給には所得制限があり、前年の所得に市民税の所得割が課税されている場合には原則として支給されません。

両手当の手続きは?

手続の際は、必ず事前にご相談ください。

石橋庁舎児童福祉課窓口にて認定請求書及び戸籍謄本等の添付書類をご提出いただきます。

■ご相談・問い合わせ先

児童福祉課

☎(52) 1114

子育て311情報!

いろいろな子育ての相談窓口があります。一人で悩まず、まず相談を。

○乳幼児期の子育てに関して相談したい

地域子育て支援センターは乳幼児期のお子さんとお保護者のみなさんの交流の場です。育児不安等についての相談指導も行っています。

・子育て支援センターつくし

☎(43) 1233(ゆうゆう館内)

・子育て支援センターゆりかご

☎(48) 5530(あおば保育園内)

・子育て支援センターみるく

☎(39) 6305(わかば保育園内)

○母子家庭に関して相談したい

母子自立支援員兼婦人相談員が相談に応じます。

■相談内容

母子家庭及び寡婦の方の自立に必要な情報提供、職業能力の向上や就職活動、母子福祉貸付に関すること

■相談日時

月～金曜日 午前9時～午後5時

■相談方法

市役所石橋庁舎児童福祉課へ来庁または電話。なお、来庁される場合は、事前に電話連絡をお願いいたします。

児童福祉課 ☎(52) 1114